

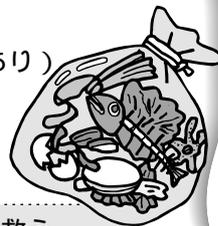
廃棄物対策課コーナー

家庭でできる地球温暖化防止への取り組み 生ごみの水切り

水分を含んだ生ごみは、対馬クリーンセンター（焼却施設）の燃焼効率を下げ、余分なエネルギーを使うばかりでなく、燃料費や光熱水費の無駄遣いにもつながります。家庭で発生する生ごみは、ごみ袋に入れる前によく水切りをしましょう。ご協力をお願いします。

なお対馬市では生ごみの削減のため生ごみ処理器設置補助金があり、

- (1) 容器式 購入金額の2分の1以内、限度額3,000円
 - (2) 電気式 購入金額の3分の1以内、限度額20,000円を交付いたします。（要件あり）
- 容器式：コンポスト容器及び生ごみ専用密閉器。
容器式については、1世帯2個、電気式については1世帯1個。



【問い合わせ】 廃棄物対策課、各支所住民生活課

6 月は環境月間

～みんなで止めよう温暖化！今あなたの行動が人類を救う～
まずは節電、節水から

廃棄物対策課 0920(53)6111

年金コーナー

平成20年度の年金額について

平成20年度の年金額については、平成19年度の年金額を据え置きとなることから、平成20年6月定期支払に向けた年金額改定通知書の送付は行いません。

なお、平成20年6月定期支払に向けた年金振込通知書には、平成20年度の年金額が平成19年度の年金額の据え置きとなる旨の周知文等を掲載する予定です。

離婚時の厚生年金の分割制度について

年金分割制度は、離婚等をしたときに、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。離婚時の厚生年金の分割制度（平成19年4月1日実施）と、離婚時の3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（3号分割制度、平成20年4月1日）があります。

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以降の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。条件とは、

- ・平成20年5月1日以降に、離婚した場合など。
- ・平成20年4月1日以降に、国民年金の第3号被保険者期間があることです。

【問い合わせ】 長崎社会保険事務局年金課

095(832)2700まで

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

場所…… 上対馬総合センター
日時…… 6月18日(水) 午後1時から午後5時まで
6月19日(木) 午前10時から正午まで

不正大麻・ケシ撲滅にご協力を！

対馬保健所衛生環境課

0920(52)0166

- ・大麻草は、吸引すると精神障害をきたすため栽培したり所持することが「大麻取締法」により厳しく規制されています。
 - ・ケシの中には、麻薬の原料となり「あへん法」などで栽培したり所持することが禁止されている「ケシ」があります。
- 見かけたら保健所・警察署に
ご連絡をお願いします。

《植えてはいけないケシの見分け方》

- ・ケシ(ソムニフェルム種)
- ・花は8～10cmくらいの大きな花で、色は赤、桃、紫、白などがあります。
- ・花びら4枚の一重咲きの花や、八重咲きのものもあります。
- ・開花期の草丈は100～160cmくらいです。
- ・葉は互い違いに茎につき、上部の葉は柄がなかく、茎のつけ根で茎を巻き込むような形でついています。

アツミゲシ(セティゲルム種)

- ・花は、花びら4枚で、色は薄紫や赤があります。
- ・開花期の草丈は50～100cmです。
- ・つぼみががく片やつぼみの下の茎は毛で覆われています。
- ・葉は互い違いに茎につき、上部の葉は柄がなかく、茎のつけ根で茎を巻き込むような形でついています。

